

蒲郡市青少年センター補導員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市青少年センター運営規則（昭和43年蒲郡市教育委員会規則第5号）第3条及び第4条の規定に基づき、補導員の職務その他補導員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 補導員は、青少年の健全なる成長と安全な生活を願い、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校・家庭・地域が連携を密にし、青少年の安全で安心できる生活を見守る巡回補導を行うこと。
- (2) 月に1回程度中学校区を巡回し、危険箇所の把握及び青少年の補導活動を行うこと。
- (3) 他の補導員との定期的な情報交換等、常に連携を持った活動を行うこと。
- (4) 地域住民に対し、青少年健全育成の啓発を行うこと。
- (5) 学校又は地域社会の行う各種行事に協力し、又は支援をすること。

(定数)

第3条 蒲郡市青少年センターの補導員として、地域補導員及び校外補導員を置くこととし、その定数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 地域補導員の定数は、48名とする。
(蒲郡市内48総代区から、各1名総代の推薦による。)
- (2) 校外補導員の定数は、46名とする。
(蒲郡市内13小学校・7中学校・3高等学校から、各2名学校長の推薦による。)

(任期)

第4条 地域補導員の任期は、2年とし、校外補導員の任期は、1年とする。ただし、補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の任期中においても補導員を免職することができる。
- 3 補導員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 補導員は、相互に情報交換等連携を密にし、連絡し合い協力しなければならない。

2 補導員は、月に1回程度補導活動を行い、その結果を補導日誌（第1号様式又は第2号様式）をもって蒲郡市青少年センターまで報告しなければならない。

3 補導員は、その職務を遂行するに当たって、教育委員会の定める規則、要綱及び青少年センター活動要領に従わなければならない。

4 補導員は、補導員証及び腕章を携行し、2名以上の複数で補導活動に当たらなければならない。

5 補導員は、その職の信用を傷つけたり、その職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 補導員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び見識の習得に努めなければならない。

2 蒲郡市青少年センターの行う研修会に積極的に参加し、青少年健全育成に対する見識を深めなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。